

# 2022年度は団体登録 カードの更新年度です

現在の団体登録の有効期限は、2023年3月31日までです。2023年4月1日以降も継続してスポーツ施設を利用される場合は、団体登録の更新手続きが必要です。

※以下の更新手続き期間内に更新手続きが完了していない場合、2023年4月1日以降の抽選申込み及び空き施設予約ができなくなります。(市外団体は1か月前の空き施設予約ができなくなります。)

## 申請受付期間

休館日は以下のとおりです。

9/26(月) 10/24(月) 11/28(月) 12/26(月)

【日程】 2022年9月5日(月)から12月14日(水)まで**必着**(休館日を除く)

※12月15日(木)以降も随時受付はしますが、年内には更新できない場合があります。

【時間】 午前9時から午後5時まで

【提出方法】 窓口又は**郵送(簡易書留等の配達記録が追跡できるもの)**

※郵送の場合、封筒の表面に赤字で「団体登録更新」と記入してください。

※書類に不備がある場合は、郵送での申請の方も別途ご来館いただきます。  
必ず送付前に書類が揃っているか確認をしてください。

★窓口での混雑緩和のため、以下の受付期間に登録番号順に申請してください。

なお、該当の受付期間外での申請も可能ですが、なるべく各受付期間に申請してください。

【9月・10月】0100000001～0100010000 【11月・12月】0100010001～

1100000001～(市外)

## 申請受付場所

※郵送先は裏面下部参照

・SUBARU総合スポーツセンター地下1階運動施設事務室

※受付窓口の混雑状況により、整理券を配付する場合があります。

## 申請時に必要な書類

※顔写真は塗りつぶしていただいても結構です。

- ①三鷹市市民体育施設・三鷹市立学校開放施設等使用団体登録申請書及び登録名簿
- ②代表者及び連絡者を含む構成員全員の身分を確認できる書類(コピー)<sup>※1</sup>
- ③市外在住で市内在勤者又は市内在学者の方は、②と併せて在勤又は在学を確認できる書類(コピー)<sup>※1</sup>
- ④弓道場及びアーチェリー場の登録の場合は、3人以上の個人使用登録カードのコピー
- ⑤障がい者手帳のコピー<sup>※2</sup>

⇒<sup>※1</sup>②、③、④、⑤は返却いたしません。こちらで処分させていただきます。

②、③、④、⑤は三鷹市市民体育施設条例施行規則第4条に基づき団体登録資格要件確認を目的としています。

個人情報の取扱いは三鷹市個人情報保護条例等を遵守します。

<sup>※2</sup>障がい者手帳の交付を受けている方が半数以上の市内団体が利用する場合は、料金が全額免除されます。該当する場合は、手帳のコピーを提出してください。住所変更等している場合は、現住所等の記載面のコピーも提出してください。

※市内に住所を有する70歳以上の方が半数以上の団体が利用する場合は、料金が4分の1減額されます。

②

〈全員〉

氏名・住所・年齢を確認できる書類

⇒運転免許証・健康保険証・住民票・住基カード(Bタイプ)・パスポート・マイナンバーカードのいずれか1つ。

※健康保険証及びマイナンバーカードは、現住所の記載面を添付してください。

※運転免許証は表面と裏面の写しを添付してください。

※健康保険証の記号・番号・枝番・保険者番号・QRコードは必ず塗りつぶして添付してください。

※マイナンバーカードが記載された面(裏面)は添付しないでください。

②、③が確認できる書類(コピー)

③

〈市外在住で市内在勤者又は市内在学者の方〉

在勤又は在学を確認できる書類

⇒社員証・在勤証明書・雇用通知書・学生証・在学証明書など。

※左記②「氏名・住所・年齢を確認できる書類」と併せて提出が必要です。

裏面

## 更新の流れ

### 申請書の提出

表面の「申請時に必要な書類」を窓口又は郵送（簡易書留）にて提出してください。

### 申請書の審査

申請から約3週間後審査が完了いたします。こちらから審査完了のご連絡は差し上げませんので、お問い合わせの上、団体登録カードを窓口へご持参ください。

### 団体登録カード（裏面）の変更

団体登録カード裏面の更新日時等を変更し、手続きが完了となります。（2022年9月26日（月）以降とさせていただきます。）

## 注意事項

- ・小中学生団体の指導者・保護者等は人数に含まれません。
  - ・市内団体の場合、代表者及び連絡者は市内在住、在勤又は在学の方です。
  - ・代表者及び連絡者は、それぞれ18歳以上の別の方を記載してください。施設の利用や予約等についての重要な連絡を行う場合があります。
  - ・代表者及び連絡者は、代表者及び連絡者として複数団体の登録をすることができます。
  - ・団体登録申請書には、構成員（実際に施設を使用する方）全員を記載してください。名簿に記載されている方に、必要に応じて連絡を行う場合があります。
  - ・構成員は同一種目で複数の団体に登録することができません。
- ※不適正な申請が判明した場合は、団体登録の使用を取消させていただく場合があります。

## 団体登録カードの更新ができない団体について

現在使用料の滞納がある団体につきましては、必ず申請前までにお支払いいただきますようお願いいたします。団体登録カードの更新手続きができない場合がありますので、ご了承ください。

## 登録申請書の入手方法

登録申請書及び口座振替依頼書は、地下1階運動施設事務室にて配付いたします。なお、登録申請書につきましては、財団ホームページからもダウンロードができます。

<https://www.mitakagenki-plaza.jp/sports/dantai.html>

## お問い合わせ先・郵送先

公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団  
SUBARU総合スポーツセンター地下1階運動施設事務室  
住所：三鷹市新川6-37-1 電話：0422-45-1113（内線4616）



SUBARU総合スポーツセンター

## 抽選申込み及び空き施設予約

- ・利用日前日まで予約システムから申込みが可能です。※学校体育施設は利用日3日前までの申込みです。
- ・SUBARU総合スポーツセンター、新川テニスコート、大沢総合グラウンドは、利用日当日の申込みが可能です。利用する施設へお越しください。

登録の種類	3か月前の抽選	2か月前の空き予約	1か月前の空き予約
市内団体	○	○	○
市外団体	×	×	○



### 全施設共通の登録条件



- ・小中学生団体の指導者・保護者等は人数に含まれません。
- ・代表者及び連絡者は、それぞれ18歳以上の別の方を記載してください。

## 市民体育施設の登録要件

利用施設	人数の要件	登録の種類	市民の人数	代表者・連絡者
SUBARU総合スポーツセンター(弓道場・アーチェリー場含む。)	6人以上 ※弓道場・アーチェリー場については、個人使用登録カード所有者を3人以上含むこと。	市内団体	市民半数以上 (在勤、在学を含む。)	18歳以上の三鷹市民 (在勤、在学を含む。)
		市外団体	市民半数未満	18歳以上の方
新川テニスコート	6人以上	市内団体	全員市民 (在勤、在学を含む。)	18歳以上の三鷹市民 (在勤、在学を含む。)
大沢総合グラウンド	9人以上 ※テニス、フットサルは6人以上	市内団体	全員市民 (在勤、在学を含む。)	18歳以上の三鷹市民 (在勤、在学を含む。)
		市外団体	不要	18歳以上の方
井口特設グラウンド	9人以上 ※フットサルは6人以上	市内団体	全員市民 (在勤、在学を含む。)	18歳以上の三鷹市民 (在勤、在学を含む。)
市内団体		全員市民 (在勤、在学を含む。)		
中原スポーツ児童遊園		市外団体	不要	18歳以上の方
新川暫定広場		市内団体	市民半数以上 (在勤、在学を含む。)	18歳以上の三鷹市民 (在勤、在学を含む。)

※ 令和5年4月以降の利用再開を予定している大沢野川グラウンドについては、市内団体について大沢総合グラウンドと同様に取り扱います。

## 学校体育施設の登録要件

利用施設	人数の要件	登録の種類	市民の人数	代表者・連絡者
体育館・多目的室	6人以上	市内団体	市民半数以上 (在勤、在学を含む。)	18歳以上の三鷹市民 (在勤、在学を含む。)
テニスコート	6人以上			
校庭	9人以上			

## 民間体育施設の登録要件

※会社又は大学で使用しない日程でご利用いただけます。(種目に限りがあります。)詳しくは三鷹市スポーツと文化部スポーツ推進課(0422-29-9863)へお問い合わせください。

利用施設	人数の要件	登録の種類	市民の人数	代表者・連絡者
(株)SUBARU体育館	6人以上	市内団体	全員市民 (在勤、在学を含む。)	18歳以上の三鷹市民 (在勤、在学を含む。)
国際基督教大学野球場・アーチェリー場	9人以上			